久留米市立大善寺小学校父母教師会規約

第1条[名称]

本会は、「久留米市立大善寺小学校父母教師会」(以下「本会」という)と称し、事務局を大善寺小学校(以下「本校」という)におく。

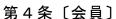
第2条〔目的及び方針〕

本会は、児童及び会員の幸福と健全な成長を図るために、憲法及び教育基本法の内容にそって社会教育団体として、父母と教師が協力し、民主教育に努めるとともに、学校、家庭及び地域社会における教育条件の改善、充実に努めることを目的とする。また、本会は、政党・宗教に無関係で営利目的とせず、且つ教育方針の干渉を企図しない。

第3条[事業]

本会は、その目的を達するために次の事業を行う。

- 1 会員相互の理解,親睦を深め,会員の総意を集めるための会合
- 2 学校や学区内の教育的環境の整備, 改善
- 3 会員の知識教養の向上
- 4 児童及び会員の福祉増進
- 5 学校事業及び職員の教育についての研究調査に対する協力
- 6 その他,本会の目的達成に必要な事項



本会は、次の者をもって会員とする。

- 1 在籍児童の父母またはこれに代わる者
- 2 本校に勤務する教職員
- 3 校長は特別会員とする

第5条〔会費〕

会費は、児童及び教職員単位とし、その額は総会で決定する。

第6条〔会員の権利と義務〕

会員は、すべて平等の権利と義務を有する。会員は、すべての会の活動に積極的に参加する ものとする。会員は、すべてこの会の運営について意見を述べることができる。

第7条〔経理〕

本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。本会の経理は、総会の議決した予算に基づいて行う。本会の経理は、会計監査を経て総会に報告する。

第8条〔会計年度〕

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条〔役員〕

本会の役員(会計監査は、役員に含まない)は、次のとおりとする。

○会 長 1 名 (P) ○会 計 2 名 (P, T)

○副会長 $3\sim5A(P)$ ○庶務 若干名(P)

○書 記 3~5名(P, T) ※会計監査 2名 (P)

第10条〔役員の任務〕

- 1 会長は、会を代表し、会務の執行、財産の管理等、一切の責任を負う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その代理を務める。
- 3 書記は,総会及び委員総会,役員会等の議事を記録するとともに,諸種の企画や日常会務の処理にあたる。
- 4 会計は、この会の会計事務を司り、総会に決算報告する。役員会の別に監査を設け、監査は、その年度の会計を監査し、結果を総会に報告する。



第11条〔役員の選出〕

- 1 次年度の役員選出のため選考委員会を設置する。
- 2 選考委員会の構成
- (1)各委員会の委員長(計10名)及び学校職員(教頭・職員代表 計2名)をもって構成し,互選で委員長・副委員長を定める。
- (2)選考委員会は、新年度の総会において、新役員の選出承認をもって解散する。

第12条〔役員の任期〕

任期は1年とする。但し再任は妨げないが、兼任は認めない。

第13条 [総会]

総会は、本会の最高議決機関であり年度始めに定期総会を開く。臨時総会は、会員の10分の1以上の要請があった時、又会長が特に必要を認めた場合には会長が召集する。

第14条 [総会の任務]

定期総会においては、次の事項を協議する。

- 1 前年度の事業報告,新年度の事業計画
- 2 前年度の決算報告,会計監査,新年度の予算
- 3 新役員の承認
- 4 その他の重要事項

第15条 [総会の成立定数]

総会の成立定数は、会員の3分の1以上とする。但し「委任状」を認める。 議決は、 出席者の 過半数の同意を必要とし、議長は互選で決める。

第16条〔委員総会〕

委員総会は、各委員会の委員及び役員をもって構成し、総会につぐ議決機関である。 緊急事項の審議・決定に関して、総会開催が困難な場合に開き、構成人員の過半数で成立 し、委任状を認める。議決は、出席者の過半数の同意を必要とし議長は互選で決める。

第17条〔役員会〕

役員会は、役員及び校長で構成する。緊急事項を処理し、必要に応じて各委員会の委員長の 出席を求めることができる。

第18条〔運営委員会〕

運営委員会は,本会の運営機関で,会長が召集する。

第19条

運営委員会は,各委員会の委員長及び役員会で構成する。但し委員長が不在の場合は, 副委員長を代理として認める。

第20条

運営委員会は、会の運営について必要な事項について審議し、それを処理する。

第21条

運営委員会は、原則として毎月1回開くこととし、委員の半数以上の出席によって成立する。但 し必要に応じて臨時に開くことができ、出席者の過半数の同意を必要とする。

第22条

学級委員会,各種委員会は、この会の活動の基盤であり、会の運営に関して、全会員の意見交換・調整を図る場であり、月1回開くことを旨とする。



第23条[各種委員会]

本会の活動を円滑に行うため、次の委員会をおく。

- 1 地区委員会 (児童の交通事故防止に努め、校外生活の改善指導にあたる)
- 2 専門委員会
 - ①広報委員会 (機関紙を発行し、会員相互の啓発に努める)
 - ②成人教育委員会 (会員の研修を深め, 品位の向上を図る)
 - ③福祉厚生委員会 (児童及び会員の福利厚生に努める)
- 3 学級学年委員会 (学級及び学年の保護者と担任が協力して,児童のよりよい育成に努める)

第24条

- 1 地区委員会は、各地区より選出された委員で構成する。
- 2 専門委員会の広報・成人教育・福祉厚生の3委員会は、各学級から2名ずつ選出された者を 1~2名ずつに分けて構成する。
- 3 学級学年委員会は、各学級より選出された学級委員の各学年計6名で構成する。 そのため、3クラスの学年は各学級2名、2クラスの学年は各学級3名選出する。
- 4 学級学年委員・専門委員の選出について
 - ① 始業式後の夜、学級の保護者全員参加のもと学級学年委員・専門委員を決める。
 - ② 話し合いで決まらない場合は、欠席者を含めた対象者でくじ引きする。
 - ③ 学級学年委員・専門委員決めにやむを得ず欠席する場合は委任状を提出する。
 - ④ お子さん一人につき、6年間で1回は学級学年委員か専門委員か地区委員(正) を引き受ける。
 - ※ ただし、これまでに学級学年委員や専門委員、地区委員(正)を経験された方が多く、 未経験の方が選出人数よりも少ない場合は2回目がある。

第25条〔事務局等〕

- 1 事務局には、会計簿・領収書綴・各種記録簿をおき、会員の必要に応じていつでもそれらを 閲覧することができる。
- 2 本会には、有給事務職員をおくことができる。

第26条〔校長(教頭)の任務〕

校長(または教頭)は、学校経営に本会の活動が関係ある場合は、各種の会に出席し意見を 述べるとともに、相互の調整にあたることができる。

第27条〔役員等の欠員〕

役員, 各委員等に欠員が生じた場合は, 必要に応じてこれを補充し, 前任者の残任期間を任 期とする。

第28条〔規約の改廃〕

この規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。また、会の運営 について必要な細則は、規約に反しない限り運営委員会で定めることができる。

第29条

この規約は、昭和23年9月より実施する。

- ·昭和51年5月13日 一部改正
- •昭和55年5月 8日 一部改正
- •昭和59年5月10日 一部改正
- ·平成 元年5月16日 一部改正
- ·平成 4年5月18日 一部改正
- ·平成 9年5月23日 一部改正
- •平成15年2月21日 一部改正
- •平成21年4月21日 一部改正
- •平成22年4月22日 一部改正
- •平成23年3月 9日 一部改正
- ·平成26年2月13日 一部改正
- ·平成30年5月11日 一部改正
- ·平成14年5月14日 一部改正

